

◆第4回協議会（H26.4.25）論点の整理

●第8条 市民の権利

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がまちづくりに参加できるのは、「参加する権利を有しているから」という論理関係。 ・権利が認められても、それを行使する環境が整っていないければ、絵に描いた餅になりかねない。第10条（参加の機会の保障）などの制度環境をどう整えるか。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・どの範囲を「市民」とするか。第3条（定義）では、「市内に居住し、通勤し、または通学する個人及び市内において事業または活動を行う個人または法人その他の団体」と定義されているが、納税していない人も含まれる。 ・「市内の人たちといっしょにまちづくりに協力したい」という市外の人出现在了とき、その人たちが「市民」に含まれるのかどうか。義務や役割のあり方も、市内の人と市外の人では置かれた状況や条件が異なり、横並びにすることは難しい。 ・まちづくり活動をする団体に市が補助をする場合も、市内在住在勤者と市外の人をどうするか。
まちづくりの主体	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップの考え方に基づくと、行政がやるべきことは行政がやる、それに対して市民は意見を出すというのはどうか。 ・主体は市民、市、議会であり、それぞれの立場や活動がある。それらが重なり合うところが「協働」ということになる。 ・「情報の共有」の章での議論では、計画の主体は行政であり、そのプロセスへの市民参加をどう捉えるかという印象を受けた。パートナーシップの観点から、そこをどう描くか。 ・「まちづくり」とは何か。行政参加、地域参加、議会参加など、さまざまな局面がある。何を念頭に置くかによって、議論が変わってくる。

まちづくりに参加する権利	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへの参加は「権利の問題」なのか。堅苦しい印象を受ける。 ・「参加しない権利」をどう捉えるか。大切なことは、多様な考え方や生き方があることを踏まえ、それぞれが尊重されることである。参加している人も、ジレンマを抱えている。 ・「まちづくり」を外して、単に「参加する権利」という表現でいいのではないか。 ・「参加」には「直接参加」と「間接参加」がある。ベースは間接参加だが、直接的な要素を少し増やしてそれを補完することで、より声を拾い上げていくために、さまざまな手法や制度が開発されている。
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 市民は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「知る権利」を設けている自治体と設けていない自治体が分かれる傾向にある。

3 市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性を尊重するものとします。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・権利の項目に盛り込まれるのは権利だけでいいという考え方もある。 ・市民が市民に対して一定の配慮をしているもの。(むやみに参加せよとなることを防ぐ) ・主語がないため、「市民及び市は」という書き出しにしではどうか。

●第9条 市民の役割

市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・責務や義務を負うのは、市民の代表として権限を与えられている首長や議員。主役が市民である以上、市民の役割や責務をどう描くか。 ・「役割は条例で決めるべきではない」という考え方もある一方で、「市民にも一定の役割を描き、いっしょにやろうという、半ば宣言的な形で入れ込む」というケースもある。
まちづくりの主体であることを自覚	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくりの主体」は三者（市民、市及び議会）であり、「まちづくりの主体の一員として」という表現でいいのではないか。
積極的にまちづくりに参加するよう努める	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加しなかったことに対して不利益を被らない」としてバランスを取っているが、「参加することは良いことだ」という前提に立つと、このような表現になる。「いっしょにまちづくりをやるほうが望ましい」という思いを、ルールとしてどう表現するか。 ・「積極的に」を外して、単に「参加する」という表現でいいのではないか。

2 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つように努めます。

ポイント	論点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・参加に際して自己責任を持つというニュアンスがうたわれている。